

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	グリーン投資減税（バイオマスエタノール製造設備）				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果（エネルギー起源CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大）が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の 40%の特別償却又は取得価格の 7%の税額控除（中小企業者等に限る。）が適用される特別措置を 3 年間講ずること。</p> <p>【対象設備】 バイオマスエタノール製造設備</p> <table border="1" data-bbox="874 922 1489 1016"> <tr> <td data-bbox="874 922 1220 1016">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 922 1489 1016">▲40,340 百万円 （一百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲40,340 百万円 （一百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲40,340 百万円 （一百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 新技術等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保し、環境関連市場の拡大により新規雇用を創出する。 また、化石資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、農山漁村の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 バイオマスについては、これまで「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 14 年 12 月閣議決定）」に基づき、その利活用を推進してきたところである。平成 21 年 9 月には「バイオマス活用推進基本法」が施行され、温室効果ガスの削減を目的としたエネルギー供給源の多様化、バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用等とあわせ、農山漁村の活性化をその基本理念として掲げ、昨年 12 月には関係府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の政務官からなるバイオマス活用推進会議を立ち上げ、基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画の策定に向けた検討を行っている。 また、本年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、「今後、2020 年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 10%に達することを目指す」とされており、農山漁村地域の活性化や地球温暖化防止に貢献するためには、バイオエタノールの生産を推進することが極めて重要となっている。 さらに 24 年度末を適用期限として、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき、自動車用燃料としてガソリンにバイオエタノールを混合した場合、バイオエタノール分（上限 3%）に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税する措置が講じられており、本税制措置と合わせてバイオエタノールの利用拡大に向け、原料供給から製造、利用まで一体的な施策を講じることが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 農業・農村における6次産業化の推進</p>
		政策の達成目標	バイオマスの利用拡大
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（3年間）
		同上の期間中の達成目標	<p>炭素換算でのバイオマスの利用量</p> <p>※バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画を策定中であり、具体的な目標項目、数値等について検討課題となっていることから、基本計画の策定を踏まえ目標を定めることとしたい。</p>
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<p>平成23年度：適用予定事業者数 10業者 適用予定件数 10件 減税見込額 1,569百万円</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>バイオ燃料等の再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低炭素成長社会を牽引する核となるものである。</p> <p>本税制においてバイオエタノール製造に係る事業参加が促進され、バイオ燃料の生産拡大に寄与する。</p>
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>①バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 バイオエタノール混合ガソリンに含まれるバイオエタノール分(3%)の揮発油税・地方揮発油税(53.8円/ℓ)を軽減</p> <p>②農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料設備に係る固定資産税の課税標準の特例 当該設備に係る固定資産税を3年間に限り1/2に軽減</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>地域バイオマス利活用交付金：4,046百万円</p> <p>【内容】 バイオマスタウン構想の策定、バイオマス変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫をこらした主体的な取組を支援</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算措置では、バイオマス変換技術等の早期普及・拡大などモデル的な取組を中心に支援しており、税制措置ではそれに限らず幅広く支援することが可能である。</p>

		要望の措置の妥当性	バイオエタノールの生産設備の導入には多額の初期投資を伴うため、事業者が新規参入に躊躇するケースが少なくない。このため、当該措置が設備投資へのインセンティブを与えることとなるため支援することは適正である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—